

令和7年御殿場市議会
第1回臨時會議案資料

件名	頁
報告第1号関係資料	1

御殿場市

報告第1号関係資料

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

1 法的措置に至った理由

市は、家賃滞納の長期化及び高額化を防止するため、家賃滞納者に対する家賃支払の督促状等の発送、家賃滞納者宅の訪問等を実施しつつ、納付指導を通して滞納者の実情を把握し、個別の指導を行っているところです。

しかしながら、滞納者の中には、滞納家賃の分納誓約書を提出したにもかかわらず誓約どおり履行しない者、支払の催告書を送付しても何ら連絡のない者等がおり、その結果、長期又は高額の滞納者となっています。

市では、債務者の生活に配慮した回収を行うため、資力、財産、収入の内容等を確認し、生活力に応じた範囲で未納債権を確実に回収しながら生活再建を図ることとしています。

そのため、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づく訴えの提起前の和解（即決和解）の申立てを行うことに至りました。

2 和解の申立てを行う者

長期又は高額の滞納者の中で、家賃支払の意思があり、市の指定する方法により滞納家賃を支払うこと、その支払を履行しない場合は期限の利益を失うことを内容とする和解条項に応じることを確約した者について、即決和解の申立てを行います。

なお、和解が調わない場合は、民事訴訟法第134条の規定により、滞納家賃の支払を求める訴えを提起します。

・法的措置の相手方

住 所 【略】

名 義 人 【略】 平成10年8月21日入居

令和6年10月31日退去

滞納等金額 2,513,841円

3 法的措置の効果

和解の申立ては、破壊された信頼関係を、再度築き直していくこうとするもので、申立人と相手方双方が簡易裁判所に出廷し裁判官の前で和解が成立すると、その内容は調書に記載され、この和解調書は確定判決と同一の効力を有します。この和解条項を履行しない場合は、

確定判決の場合と同様に、給与債権の差押え等の強制執行が可能となり、家賃支払の執行力が確保できます。